

## ICキャッシュカード特約

津山信用金庫

## IC キャッシュカード特約

### 1.(特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当金庫が発行する個人のキャッシュカードのうち、IC チップが付加されたカード（以下「IC カード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は当金庫キャッシュカード規定の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫キャッシュカード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫キャッシュカード規定により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫キャッシュカード規定の定義によるものとします。

### 2.(IC カードの利用)

- (1) IC カードは、次の場合に利用することができます。
  - ① 当金庫所定の IC カードが利用できる預金機（以下「IC カード対応預金機」といいます。）を使用して預金に預入れをする場合
  - ② 当金庫所定の IC カードが利用できる支払機（以下「IC カード対応支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合
  - ③ 当金庫所定の IC カードが利用できる振込機（以下「IC カード対応振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
  - ④ 当金庫所定の IC カード対応預金機、IC カード対応支払機または IC カード対応振込機を使用して預金口座の残高照会をする場合
  - ⑤ 当金庫本支店の店頭において IC カードを使用して預金に預入れをする場合
  - ⑥ 当金庫本支店の店頭において IC カードを使用して預金の払戻しをする場合
- (2) 当金庫カード規定の定めにかかわらず、IC カードは、IC カード対応預金機、IC カード対応支払機および IC カード対応振込機以外の預金機、支払機および振込機では利用できません。なお、磁気ストライプによるご利用は可能です。

### 3.(1日あたりの払戻し金額)

当金庫の発行する IC カードについては、IC カード対応支払機による IC チップを利用した払戻しである場合と、IC カード対応支払機以外の支払機による IC チップを利用しない払出しである場合に分けて、当金庫が定めに従って、1 日あたりの払戻し金額をそれぞれ定めて利用するものとします。

### 4.(IC カードの有効期限)

- (1) IC カードの有効期限は、IC カード上に表示された年月の末日までとします。
- (2) IC カードの有効期限経過後は、IC カードの利用はできません。
- (3) IC カードの有効期限が到来する場合には、有効期限を更新した新しい IC カードを事前に送付します。有効期限が到来した IC カードは当店に返却していただくか、本人の責任において IC チップ部分と磁気ストライプ部分を切断のうえ破棄してください。

#### 5.(ICカードの発行時における手数料の取扱い)

新規発行、更新、再発行で、ICカードを発行する際には、別にお知らせした当金庫の定める手数料をいただきます。

#### 6.(ICカード以外のカードへの変更)

ICカードの利用をやめ、ICカード以外のカードに変更する場合には、当金庫所定の窓口に出してください。この変更は当金庫所定の手続をした後に行います。

#### 7.(規定の改定)

この規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又はその他相当の方法で公表することにより、周知します。

以上

2020年4月 現在